

## 令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金&lt;一般型&gt; 交付規程

## 新旧対照表

新	旧
<p>2020年3月10日制定 2020年4月24日改定 2020年8月4日改定 2020年8月24日改定 2020年12月23日改定 2021年7月9日改定</p>	<p>2020年3月10日制定 2020年4月24日改定 2020年8月4日改定 2020年8月24日改定 2020年12月23日改定</p>
<p>第1条～第11条 (略)</p>	<p>第1条～第11条 (略)</p>
<p>(計画変更の承認等)</p>	<p>(計画変更の承認等)</p>
<p>第12条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による「小規模事業者持続化補助金に係る補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書」を全国連会長に提出して、その承認を受けなければならない。</p>	<p>第12条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による「小規模事業者持続化補助金に係る補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書」を全国連会長に提出して、その承認を受けなければならない。</p>
<p>(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、<u>次に掲げる場合を除く。</u> <u>(ア) 各配分額を20パーセント以内で流用増減する場合</u> <u>(イ) 事業再開枠における補助対象経費の区分ごとの配分額を変更する場合</u></p>	<p>(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、<u>各配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。</u> (新設) (新設)</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

新	旧
<p>第13条～第32条 (略)</p> <p>附 則  <u>この規程の一部改正は、2021年7月9日から施行する。</u></p> <p>別表 (略)</p> <p>別紙 (略)</p> <p>様式及び別紙一覧 (略)</p> <p>様式第1～様式第4 (別紙2) (略)</p> <p>削除</p> <p>様式第5～様式第14 (略)</p>	<p>第13条～第32条 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>別紙 (略)</p> <p>様式及び別紙一覧 (略)</p> <p>様式第1～様式第14 (別紙2) (略)</p> <p>様式第4 (別紙3)</p> <p>様式第5～様式第14 (略)</p>